

## 北海道育成経営体選定要領

### (目的)

第1 この要領は、「林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）」に基づき、森林資源が充実する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくためには、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業事業体を確保することが重要であるという趣旨を踏まえ、このような林業事業体へと育成を図る林業事業体（以下「育成経営体」という。）の選定を目的とする。

### (対象要件)

第2 「育成経営体」は、相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す林業事業体であり、次の各号の要件を満たすものとする。

なお、道内の自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員又は他者への請負等により造林、保育、素材生産等を行っている林業事業体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(1) 北海道林業事業体登録実施要綱第6の第1項の規定により登録を受けた林業事業体（以下「登録林業事業体」という。）であること。

(2) 別表に定める「登録基準評価項目」の基準をすべて満たしているものとする。

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負等による施業も含めて判断するものとする。

### (公募)

第3 知事は、毎年度、募集及び公表の日等をあらかじめ定め公募するものとする。

### (応募)

第4 「育成経営体」に応募しようとする林業事業体は、申請書及び別に定める添付書類を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により知事に提出するものとする。

### (登録の実施)

第5 知事は、第4により応募のあった林業事業体（以下「申請者」という。）が、第2の要件に適合している場合は、次に掲げる事項を育成経営体選定登録簿（以下「選定登録簿」という。）に登録するものとする。

なお、北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱（平成31年4月1日付け林業木材第1489号）第5の規定に基づき、意欲と能力のある林業経営者公表登録簿に登録した場合も同様とする。

(1) 北海道林業事業体登録実施要綱に規定する登録番号、登録期間、登録林業事業体名及び住所

(2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく改善措置計画の認定状況

(3) 北海道意欲と能力のある林業経営者の登録状況

(4) 公表年月日及び公表期間

(5) その他

2 前項の登録の有効期間は、登録林業事業体の登録期間と同じとする。

3 登録の有効期間満了後、引き続き「育成経営体」として登録を受けようとする林業事業体は、知事の登録の更新を受けることができるものとする。

4 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしないものとする。

(1) 第2の要件を満たさないとき。

(2) 申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があったとき。

- (3) 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められないとき。
- (4) その他、不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 5 知事は、第2の要件を満たさないため登録しないときは、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

(公表)

第6 知事は、第5の第1項により選定登録簿に登録された情報のうち次の事項を公表するものとする。

- (1) 北海道林業事業者登録実施要綱に規定する登録番号、登録期間、登録林業事業者名及び住所
- (2) 北海道意欲と能力のある林業経営者の登録状況
- (3) 公表年月日及び公表期間

(変更等の届出)

第7 「育成経営体」として登録された林業事業者は、第5の第1項に掲げる事項に変更が生じたとき並びに消滅又は解散したとき等は、知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、届出があった事項を選定登録簿に登録するものとする。

(報告の徴収)

第8 知事は、この要領の目的達成のために必要な限度において、「育成経営体」に対してその業務に関する報告を求めることができるものとする。

(登録の取消)

第9 知事は、「育成経営体」として登録された林業事業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 有効期間満了の際、更新の申請がなかったとき。
- (4) 取り消しの申請があったとき。
- (5) 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められないとき。
- (6) その他、不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。
- (7) その他、知事が取消の必要があると認めるとき。

2 知事は、第5の第1項なお書きの規定により、「育成経営体」として登録された林業事業者が、北海道意欲と能力のある林業経営者の登録を取り消されたときは、登録を取り消すものとする。

3 前2項により登録を取り消した場合は、公表を取り消すものとする。

(運用等への委任)

第10 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、運用等で定める。

附則

この要領は、令和元年5月15日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 「登録基準評価項目」

項目	基準	説明
(1) 生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該水準を維持する目標を有していること。</p>	<p>「一定の割合」については、5年間で2割とする。</p> <p>「一定の水準」については、生産量に関し5,000m<sup>3</sup>/年、生産性に関し間伐8m<sup>3</sup>/人日、主伐11m<sup>3</sup>/人日とする。</p>
(2) 主伐後の再生林の確保	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主伐及び主伐後の再生林を一体的に実施する体制を有すること又は今後一体的に実施する体制を確保する意向を明らかにすること。</li> <li>・ 自己の所有する森林の主伐にあつては主伐後に適切な更新を行うこと。また、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</li> </ul>	<p>「一体的に実施する体制」とは、主伐と再生林の両方を実施できる体制があることとする。</p> <p>ただし、主伐と再生林のどちらか一方しか行わない林業事業体の場合は、もう一方を実施する他の林業事業体との連携等により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <p>「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再生林を基本とする。</p>
(3) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>登録林業事業体に登録されてから1年以上経過していること、又は素材生産や造林・保育に関して1年以上の事業実績を有すること。</p> <p>(所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上である場合を含む。)</p>	
(4) 雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく北海道の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p>	<p>「第4条に基づく・・・(略)・・・取組又はこれに準ずる取組」とは、たとえば以下の取組である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場作業職員の常用化などの雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入などの労働条件の改善、計画的な研修実施などの教育訓練の充実、社会保険・労働保険・退職金共済への加入などの福利厚生の実施等の雇用管理の改善</li> <li>・ リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策</li> </ul>
(5) 生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理</li> <li>製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等</li> </ul>	
(6) 造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、列状間伐の導入等、省力化・低コスト化に取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。	
(7) コンプライアンスの確保	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</li> <li>国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</li> </ul>	<p>「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p>